

その他の事業のその他におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13～14	農機センター内で、コンバインに刈取部を装着する際、位置を調整する為エンジンをかけながら同僚と作業していたところ、コンバインのホイストシリンダーと刈取部の間に左手を挟んでしまい負傷した。	29	50～99
4	15～16	オペレーターと2人でボーリングマシンを使用して地質調査をしていた。マシン回転部のチャックを掘削作業をしていたところ、マシンのクラッチが入ったままになっていたため、回転部が予期せず回転した。当該回転部に装着していたチャックレンチと機械本体の間に左手人差し指が挟まれ、左示指中関節骨解放骨折等を負った。	32	1～9
4	12～13	紙管製造現場で紙管製造機運転準備中、ベルトに付いた汚れを取る為、紙管巻き込みベルトを回したまま軍手を着用した左手で触れてしまい、ベルトに巻き込まれた。	21	10～29
5	13～14	施行宅にて床下穿孔中に低い大引きをくぐる際、ソリに載せた穿孔ドリルのビットが目前にあり、ビットの先端が眼球に当たり受傷した。ドリル使用直後の為、ビットが高温になっており、眼球の幕が熱で変形してしまった。	23	10～29
5	9～10	動物村の台所で動物に与えるための野菜（キャベツ、人参、さつまいも、りんご等）を細かく砕く作業をしている際、野菜が下に落ちなかったため、ミキサーのスイッチを切らないまま指で野菜を押したところ、右手中指が回転中のミキサーに触れて右手中指3ヶ所を挫創した。	63	50～99
7	11～12	事務所工場内において被災者が織機清掃のため、機械を停止し糸くず取り及び注油作業後、カバーをはずしたまま、運転を再開したところ、一部注油もれがあったた	34	10～

		め注油しようと、左手を機械に添えたところ、回転しているベルトに左手薬指が触れ、切傷した。		29
9	15～ 16	お客様の依頼により、お客様宅作業場において農業機械（籾摺機）の修理を行っており、機械のVベルト周辺の修理作業を行っていたところ、家人が機械の電源スイッチを入れ、作動した機械のVベルトとプーリーに両手指先が巻き込まれ負傷した事故である。	58	1 ～ 9
10	7～8	草刈り作業中に、一緒に作業をしていた作業者の草刈り機が作業者の作業を妨げまいと植木の陰から出て来た被災者の左脚にあたり、前膝の下を切って負傷した。	69	1 ～ 9
10	14～ 15	シャフトの用材を交換する時にシャフト受けの倒れる側の台に右手を置いており、シャフト受けが倒れてきて挟まれた。置いてはいけない台に手を置いていたため事故となった。	70	10 ～ 29
11	14～ 15	エレベーター施設においてもみ摺り作業中に、うす摺り機が詰まり停止したため電源を切り詰まった箇所をもう一人の職員と点検し、もみ殻を飛ばすファンに詰まっていたもみ殻を手で少しずつ取り除いていた時に、急にファンが回転し軍手と一緒に右手人差し指が挟まり切断した。	56	50 ～ 99

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)